

第3回信濃川水系流域委員会 議事概要

開催日時：令和2年9月24日（木）10:00～12:00

場 所：パストラル長岡 3階 松の間

議事次第： 1. 開会

2. 挨拶

3. 出席者の紹介

4. 議事

(1) 第2回信濃川水系流域委員会でのご意見について（報告）

(2) 令和元年東日本台風（台風第19号）洪水について（報告）

(3) 信濃川水系緊急治水対策プロジェクトについて（報告）

(4) 河川整備計画変更について

5. 閉会

○議事

(1) 第2回信濃川水系流域委員会でのご意見について（報告）

①第2回信濃川水系流域委員会でのご意見について（資料-1）

➤ 事務局より報告。

(2) 令和元年東日本台風（台風第19号）洪水について（報告）

②令和元年東日本台風（台風第19号）洪水について（資料-2）

（委員A）

➤ 雨の降り方は前線性の豪雨と今回の台風第19号のような台風型と2つあるが、台風第19号に関しては強風域が650kmに及ぶという見解が出てきている。

➤ 650kmという台風の勢力域を考えると、千曲川本川側と犀川の上流側が同時に増水するようなシナリオが考えられる他、信濃川水系と阿賀野川水系が同時に歴代1位の水位に到達することも考えなくてはいけない。

➤ 同時に巨大な洪水が起きるかどうかを考えるその根拠としては、雨量だけではなく、台風の勢力範囲についても、今回や過去について整理しておくことは非常に大事ではないか。

（事務局）

➤ 気象要因の分析について、台風の勢力範囲分析もしっかりやっていきたい。

（委員B）

➤ 山を越えた関東地域の群馬県や埼玉県の総降水量の方が圧倒的に多いように見える。総雨量の分析と被害実態を併せてどのように見ているのか。

（事務局）

➤ 今回の台風第19号におきましては、群馬県や埼玉県でも非常に大きな雨になったところであり、関東や東北の河川においても、堤防決壊を含む甚大な被害が発生した。千曲川はもともと内陸性の気候であり、年間降雨量も少ないため、見た目は少ない様に見えるが、

千曲川としては非常に大きな雨であり、甚大な被害に繋がったと考えている。

(委員 C)

- 洪水到達時間はとても重要な概念だと思うが、当日、どのような形でこの情報が利用されているのか。今回の台風第 19 号のときにはどのような形で生かされていたのか。

(事務局)

- 水位情報についてはリアルタイムで確認ができるよう、川の防災情報というサイト等で水位情報を公開している。
- 今後の見込みについても、洪水予報という形で今後の水位の見込みを河川管理者と気象台と共同で発表しており、そういったところで活用している。
- 今後は、よりもう少し長い時間を予報できるだけ公開できるよう、予測技術の向上を含めて取り組んでいる。
- 今回の出水では、決壊箇所付近においても、大雨特別警報が解除されると、もう大丈夫と思って戻ってこられた方もいたため、国土交通本省や気象庁では、大雨警報や特別警報の解除に当たっては、「解除」という言葉を使わず、「警報に変わります」と、さらに「警報になっても洪水はその後やってきます」といったようなアナウンスをする形で改善されている。

(3) 信濃川水系緊急治水対策プロジェクトについて (報告)

③信濃川水系緊急治水対策プロジェクトについて (資料-3)

(委員 D)

- 立ヶ花上流の区間で堤防の強化対策をするということだが、信濃川水系でここだけ特例でやっているのか、他でもやろうとしているのか。
- また、全国的に見て、このような補強を他の河川や水系でもやっているのか、またはやる方向にあるのか聞かせていただきたい。

(事務局)

- 今回、立ヶ花上流の 8 km の区間において被覆型 (粘り強い河川堤防) の整備を行うこととしており、現時点では、この箇所のみを想定している。
- 本省では令和元年台風第 19 号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会を開催し、堤防の強化について議論がなされている。今回の立ヶ花狭窄部の上流地点のように、水位を低下させることが難しい河川や区域においては、必要に応じて試験的に堤防強化を行っていくことになるかと理解している。

(委員 D)

- あくまでも試験的という位置づけか。

(事務局)

- そうである。

(委員 A)

- 事業の加速は今後も推進していかなければならないが、単に力任せに前に進むというより

は、考え方の工夫も非常に大事だと思われる。例えば、遊水地の設置は河川の水位を下げることであり、堤防の強化や高さを上げる以外のことをやっている。このため、幅広くいろいろな方から理解いただくために、対策の組み合わせによって、河道に対して多重性や冗長性を追加しているという説明もすることが望ましいのではないか。

(事務局)

- 多重性という点では、現在国土交通省の大きな施策として動かしている流域治水と言われる対策があり、流域のあらゆる関係者が連携して、川の中だけではなく、流域全体となって治水の対策に取り組んでいきたいと考えており、そのための連携をまさに今進めているところである。

(委員 A)

- 住まい方の工夫について、今まではある意味公助の治水で随分のところが賄えたが、共助の部分が付加わって、ますます洪水の実態や危険性について理解してもらえるような努力を行政や研究者はしていく必要がある。事業の説明とあわせて背景の説明もすることで社会的な理解が得られ、それが結局、事業の加速につながるのではないか。

(事務局)

- 一般市民の方々の理解の醸成についても配慮しながら、背景も含めて丁寧に説明していくよう努力していきたい。

(委員 A)

- 情報の発信については、他の分野ではビックデータの入手により技術分野をどんどん変えている実態があることから、とにかくデータをたくさん集めることで、意思決定の速度や正確さが上がるという方向に、行政、大学共に努力していく必要があるのではないか。

(事務局)

- 今、革新的河川管理ということでいろいろな技術開発を積極的に進めている。現場への実装も含め、積極的に取り組んでいきたい。

(委員長)

- 必要な観点を網羅的に検討して、緊急治水対策プロジェクトの形で取りまとめられたものだとして理解している。

(委員 E)

- マイ・タイムラインについて、ハザードマップだけでなく、どの情報を見ればいいのか、何がきっかけになるのか、何がアラートになるのかということ、地域単位でかなり丁寧にローカライゼーションをしなくてはいけない。
- 水害を普段全く意識していない方々もいれば、水害等の情報にアクセスすることが難しい方々もたくさんいて、そこも多重的に防ぎ、その方々の逃げ遅れこそ防がなくてはならない。
- 台風が来る寸前まで意識が全くなかったような方々の逃げ遅れを防ぐためには、直前にでもローカライズした情報を周知できるような仕組みは何かないだろうか。直前に、本当に一般の市民の方々に届けるような手段がまだ欠けている。

- 防災教育に関しても、冗長性とか多重性とか、幾つかの手段で対策を重ねていくような姿勢が必要ではないか。

(事務局)

- 様々な方々にいろいろな情報を届けることが重要だと理解した。
- 今取り組んでいる事例では、メディアとの連携をしっかりと国としてやっていこうという形で取り組んでいる。
- 水害情報については、国としても記者会見等も含め、色々な形で情報発信に取り組んでいる。
- マイ・タイムラインの検討段階で、例えば地域の町内会単位や地区単位でグループで討議することにより、その地域にどういった弱者がいるとか、その弱者は誰がフォローするのかといった地域コミュニティを重要視して防災力を上げていくという、コミュニティ・タイムラインという形で、既に千曲川のほうでは今年度から取組を始めたところである。

(委員 E)

- 要配慮者の利用施設というのは避難に向けた独特のタスクやステップが必要で、普通の市民の避難とは違ういろいろなタスクが重ならないといけないため、それらの検討に資するような教材や情報提供もできると、より実用性のある避難計画ができるようになるのではないか。

(事務局)

- 要配慮者施設においては、水防法が改正され避難確保計画を各施設でつくらないといけなくなったが、ただ計画をつくるだけでなく、より実践的な避難につながるよう、計画を基に避難訓練をしたり、自治体から知識のある方が避難確保計画の検討に加わるといった取組も、少しずつではあるが今進めているところである。

(4) 河川整備計画変更について

④河川整備計画変更について (資料-4)

(委員 C)

- 本川と支川のバランスの関係について、実際に水があふれたところは、規模の小さな支川で多数箇所あったと思うが、それらの対策の位置づけについてはどの様に考えておられるのか。

(事務局)

- 今回の台風第 19 号においても多くの支川で浸水被害が発生しており、それぞれの河川管理者において対策が進められている。その対策の進捗と影響に関しては、本川に対してどのような影響があるのか、しっかりと見ていく必要があると考えている。

(委員 F)

- 長野県と新潟県の間にある県管理区間の今の整備状況を教えていただきたい。

(事務局)

- 新潟県、長野県で管理されている本川区間についても、河川整備計画を策定して事業の推

進を図っている。

- 目標安全度については、今、国が目標設定をしている立ヶ花地点の7,300トンを前提とした目標設定になっており、対策を進められているところである。

(委員F)

- その目標を上げるとなると、県としては更に厳しいという認識でよいのか。

(事務局)

- 今回、前後の区間である国管理区間の目標安全度を上げることになるため、それに準じた形で、県においても同様に検討を進めていただく必要があると思っている。詳細については、これから両県と協議していく。

(委員長)

- 国と県で十分に協議、調整をして進めていただきたい。

(委員B)

- 地元からは、本川区間については、最低限一貫して管理、整備を行ってほしいという要望も出ていると思うが、できれば中ノ口川を含めてそれを検討することや、頭の中に入れて取り組んでいただきたい。

(事務局)

- 河川整備計画については、河川法に基づく法定計画として、大臣管理区間の計画を策定しているもので、この委員会についてもその河川整備計画について御助言をいただく場である。
- ただ、そういう区間も我々が管理している河川と密接に関連するものである。
- 緊急治水対策プロジェクトをはじめ、あらゆる関係者が連携した流域治水対策を進めており、治水対策をまさに議論しているところである。連携して取り組んでいるといったことは河川整備計画の中でも記載をしていきたい。

(委員長)

- その辺は、所管の差異を超えて、必要な施策については緊密な連携を取って進めていただくということだと理解をしている。

(委員G)

- 河川整備計画の目標設定の方向性について、洪水の規模を令和元年度に設定して検討を進めるとなっているが、近年、日本中雨が多く降り続いて、雨の降り方が大きく変わっている中で、令和元年度の洪水に対しての対策をしても、また近々更新されてしまう可能性も考えられるわけで、これを超える計画を考えるというのは難しいことなのか。

(事務局)

- 河川整備計画の目標に関しては、整備期間を計画策定よりおおむね30年間としており、その期間で達成できる目標設定としないといけないなかで、いわゆる段階的な目標になると理解している。そのため、更に目標安全度を上げるということは簡単ではないと思っている。
- 流域治水対策の中では、さらなる大きな洪水に対して、少しでも浸水被害を軽減するため

の取組として、あらゆる関係者と連携して取組を進め始めている。できるだけ浸水被害を軽減するような対策、取組をやっていききたい。

- 河川整備計画は基本方針に向けた段階的な整備であり、目標についても最終的な目標ではなくて、あくまで 30 年間で達成すべき目標としている。基本方針の目標もにらんだ形でどういった整備を当面やっていくかということを決めていききたい。

(委員長)

- 河川整備計画の検討としては、これまでの知見を整理して、それを前提として計画を考えるとということだと思っている。
- 今後、これまで以上に強い雨が降る、大きな流量が出てくることになれば、基本方針の検討等の段階で必ずフィードバックされ、新たな事態に対応する河川整備計画の検討が要請されてくると受け止めている。

(委員 H)

- 現在の整備目標と変更後の整備目標について、基本方針に対してどのくらいになるか。また、整備の進捗が前倒しているようなイメージがあるが、どうか。

(事務局)

- 目標の数値については今まさに精査をしており、次回以降の委員会の場において議論をいただきたい事項だと考えている。
- 7,300 トンや 9,800 トンという目標設定で現行河川整備計画で整備を進めているが、目標の方向性の中で示した台風第 19 号の洪水は、この河川整備計画の目標数量よりも上回るような大きな洪水であったため、今の 30 年間かけてやろうとしていたメニューよりも、さらに前倒して取組を進めていききたいと考えている。

(委員 H)

- 最近の災害の状況を見ると、地球温暖化や様々な影響があり、ひょっとしたら 30 年で基本方針を超えてしまったという可能性が起らないとも限らない。その辺の整合性をどう取るのか、考え方だけでいいのだが。

(事務局)

- 今回の信濃川については、基本方針を上回るような洪水が発生したわけではない。統計的に見ても、気候変動の顕在化によって、速やかに基本方針を見直さなければならないほどの状況には今のところなっていないと考えている。
- 全国的には基本方針を超える雨が顕在化している部分もあるため、今後の気候変動を踏まえた目標設定の考え方は、本省も含めてしっかりと考えていく必要がある。
- 検討途中であるが、基本方針における立ヶ花の河道配分流量 9,000 トンに対し、今回の台風第 19 号のときの立ヶ花の実績流量である 8,300 トン余りに近い流量まで目標を引き上げていこうと考えており、基本方針のほうに近づくような引上げを検討しているところ。

(委員 A)

- 治水の方針自体は、流域治水という幅を広げる考え方になった時点で、今までとは基本方針と河川整備計画の流量の考え方が、数字の上では同じでも位置づけが変わってくるとい

う、ちょっと柔らかさが出て考えていくことがいいし、今まで線で見ていたものに面も加わることで、特に新潟の地形は、技術がない段階では水がたまりやすく使いにくい土地という位置づけだったと思うが、技術を使うことで水を賢くためる、ためやすいという見方の転換をしたときには選択肢がたくさんあって、その中でも特に流域治水という考え方が出てきたのは、有利な方向に働いていくのではないかと考えている。

(委員 H)

- ソフト対策のところでもいろいろ強調してもいいのかなと。老人ホームなどの災害弱者施設では、車いすごとの上げ下げではなく、例えば JR の駅にあるような昇降装置をつけたり、外側に簡単なスロープをつけたりして迅速に避難できるようにするとか。そういったソフト対策的なものを何か入れられると、もうちょっとバランスがいいのかなと。
- 平成 16 年の刈谷田川の破堤のとき、周りの住居は流されたが高床式のところだけ残っていた。流体力のかかるところは、例えば対策の一環として位置づけて措置をする等を検討いただけるとすごくいい。日本の河川はかなりの部分が天井川になっていて、堤防が破れば流体力がかかる。そういったところに住む方々の安全性を考えれば、防災、人命を助けるという意味では、ソフト対策は非常に大事だと思っていて、何か検討されていたらお願いしたい。

(事務局)

- ソフト対策等についても、変更原案やこの流域委員会、部会等においても御意見を頂戴しながら変更の手続を進めてまいりたい。

(委員 D)

- 11 月に予定されている河川整備計画点検・部会設立とあるが、点検というのはどういうことをイメージしているのか。

(事務局)

- 全国的に点検を行うこととしており、信濃川水系の河川整備計画についても、変更の必要性があるかということも含め、しっかりと点検をしていきたいと考えている。
- その後の第 2 回以降の部会については、具体の河川整備計画変更の中身について議論をいただき、第 4 回の信濃川水系流域委員会においては、変更原案について議論をいただきたいと考えている。

(委員 I)

- 河川整備計画の変更について、計画のポイントの②の現在の取組を踏まえた変更で緊急治水対策プロジェクトと書いてあるが、緊急治水対策プロジェクトとあると、こうしたことを継続的に取り組んでいく方針であるようには見えづらいのではないかと。この計画は 30 年という話であるので、継続的に取り組む方針であることがわかる言葉が入っていたほうが良いのではないかと。

(事務局)

- 緊急治水対策プロジェクトは、昨年の水害を受けて緊急的に取りまとめたものであるが、内容は流域治水の取組そのものであり、緊急治水対策プロジェクトが終わった後も、沿川

の皆様方と連携して取組を進めていきたいと考えている。

- 全国の河川では、流域治水プロジェクトを取りまとめており、信濃川水系においても策定していきたいと思っている。そういった取組については、河川整備計画の中でも何か記載できるかと考えている。

(委員長)

- それぞれの指摘に関しては、事務局で整理し所要の対応をお願いしたい。幾つかの問題点については、今後の上中下流の部会で検討されていく課題だと理解した。
- 本日の検討過程でも流域治水の話が度々言及された。マスメディアのほうでも流域治水が度々出てきており、まさに流域治水への転換が大事だと指摘されている。このことについては、流域治水の重要性を喚起するという意味では適切なことだと思っている。
- しかし、よくよく考えると、治水、洪水対策というものがそもそも流域治水だったと。歴史的に見ても、流域治水でない治水はそもそもなかったと思う。当然のことながら、河川という対象の性格からして、必ず源流域から河口までの上中下流全てを全体として視野に入れて、その中でのそれぞれ相互のバランスを十分に検討しながらやっていく、そういうものが流域治水であると思っている。しかしながら、今改めてそういうことを強調されることには意義があると思っている。

以上